

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 8 月 10 日

今治市監査委員 木原盛展

同 平田秀夫

監査対象機関	監査結果報告書の日付
健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課	令和 5 年 7 月 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 敬老会事業費交付金について、報告書添付の領収書に交付決定された者とは異なる宛名のものがあつた。今後は提出書類を確実に精査するとともに交付決定の際に注意点を伝えるなど適正な事務執行をされたい。</p> <p>2 朝倉デイサービスセンターは平成 29 年 4 月 1 日付で条例が廃止され、建物を(社)今治市社会福祉協議会(以下、社協)に売却した。行政財産である当該敷地は、建物売却時から社協に毎年行政財産目的外使用を許可し使用料を免除している。当該敷地は条例廃止時に公の目的は終えており、行政財産を廃止し普通財産へ変更し改めて貸借契約を社協と締結されたい。なお、市道及び公園敷地分については図面上に位置と面積を確定させて用途変更されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 災害時の避難行動用支援者個別避難計画について、令和 8 年 5 月 20 日までに作成予定であるが、不測の災害に備えるためにも、期日にかかわらず急ぎ未作成分の計画作成を進められたい。また、作成済みの計画についても計画に基づいた避難訓練等を実施するなど実効性のある計画となるよう努められたい。</p>	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 6月12日の説明会において実施団体代表者と実務担当者へ領収書の宛名について注意するよう資料に明記し、読みあげ啓発を行った。
- 2 関係課と協議し、令和6年3月31日付けで普通財産に用途変更することで7月14日付けで決裁済。

(意見)

- 1 災害時の避難行動要支援者個別避難計画については、今年度より重度者の方を優先的に福祉専門職の協力を得て作成予定ですが、それ以外の方についても地域支援者、社会福祉協議会の方々と協議をしながら、出来るだけ早期に未作成分の計画作成に着手します。
また、計画作成後は、地域単位、避難先施設単位等で避難訓練を実施します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 介護保険課	令和5年7月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 潜在介護福祉士等の再就職促進事業における介護技術研修会について、介護関係の職場で就労中の参加者にとっては介護技術等の底上げにつながることから一定の成果は出ているが、介護現場を離れている有資格者の参加が少ない。研修会への参加者の募集方法を工夫し、介護人材の確保に向けて未就労者の参加の増加に努められたい。 2 地域包括支援センター運營業務について、現在は単年度の委託契約となっている。複数年度にわたる契約を締結することで、受託事業者が必要な設備、機械導入等及び人材育成などを計画的に実施できるのであれば、結果として安定的で継続的な地域包括支援の推進につながるが見込まれるため、長期継続契約について検討されたい。 3 市内には配食サービスを行う民間事業者が増加している。利用者にとっての見守りサービスの要否や、民間の配食サービス事業者の供給能力などの調査を踏まえて、市が実施している配食サービスについて民間事業者に任せることを検討されたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護技術研修会については、昨年度まで、特定の高校のみに参加依頼をしていたところであるが、令和5年度からは市内の高校へ広く声掛けをし、高校生の保護者へも参加を呼び掛けることとしている。高校生の保護者は、小中学生の保護者よりも子育てがひと段落している世代と思われ、その保護者の中の介護現場を離れている有資格者等の参加の増加を見込んでいる。 2 現在は、1年毎に地域包括支援センターの活動状況をみながら委託内容を見直すことを目的とし、単年度の委託契約としている。また、年度途中で委託内容に追加事項や変更が生じた場合は、その都度変更契約を締結している。ご意見のあった、受託事業者が必要な設備、機械導入等及び人材育成などを計画的に実施することについては、3か年を1期とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき各地域包括支援センターへ周知し、長期的な視野に立ち事業を実施してい 	

る。

また、地域包括支援センターの管理者会において意見交換を行う等、市と地域包括支援センターがお互いに意思疎通を図っており、長期継続契約についても今後の議題としたい。

今後も他市や受託事業者の状況を把握しながら、地域包括支援センターが円滑に業務を遂行できるよう努めていきたい。

3 ご意見にあるように高齢者やその家族のニーズを踏まえ、民間の配食事業は拡充している。

今後も高齢者世帯数の増加や医療・介護の在宅化等の流れを受けて、栄養管理面を訴求した配食産業の更なる普及も見込まれることから、居宅介護支援事業所等を通じて、高齢者へニーズ調査を実施することによって現状把握に努め、今後市の事業として実施する必要性を検討したい。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 障がい福祉課	令和5年7月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活用具購入費支給申請書に添付されている同意書について、押印等のないものが見受けられた。同意書については、課税情報等調査の同意意思を確認するために必要な書類であるため、押印もしくは署名を求めるように適切に事務処理されたい。 2 今治市障害者地域活動支援センターの管理運営に関する包括協定書において、管理施設の改修等について1件50万円未満のものについては指定管理者の負担であり、市負担による場合は書面での協議が必要となっているがなされていなかったので適切に事務処理されたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安否確認電話等サービス業務委託については、ひとり暮らしで体調に不安のある障がい者に対して定期的に安否確認や相談等を行うことを目的とし、令和4年6月より始まった事業であるが、2月末時点において、対象件数が2件（対象者1人）と、効果が出ているとは言い難い状況と思われる。期待する効果を得るため、利用者にとってより使い勝手が良くなるような制度設計の見直しや関係機関等への周知などを検討し、本事業の効果が持続して発揮されるように努められたい。 2 今治育成園及び今治市ひよこ園の2施設について、公の施設等評価における「評価及びあり方方針」にあるとおり「施設等の現状を踏まえ、サービスの継続・質の向上を前提とした施設譲渡などの民営化を検討」したうえで、公募の実施に向けた譲渡方法や選考方法などの具体的な取り組みを着実に進められたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活用具購入費支給申請受付時には、必ず課税情報等調査の同意意思を確認し、同意書に押印または署名を求め適正な事務処理を行っていきます。 2 今治市障害者地域活動支援センターの改修等については、1件50万円未満の 	

ものを市が実施する場合は、包括協定書に定められたとおり、書面にて相互の了承のもと実施することとし、逆の場合も同様とするよう指定管理者と確認を行いました。

(意見)

1 6月7日に開催された相談機関連絡会にて、制度説明・利用啓発を行いました。今後も、障がい者団体の会等、必要な方へ届くよう周知を継続して行います。

また、事業の効果が発揮されるよう、障がい者からの相談が寄せられる委託相談支援事業所と連携し、対象者の拡大や安否確認の頻度など、制度の検討をいたします。

2 今治育成園及び今治市ひよこ園については、公の施設等評価における「評価及びあり方方針」に「施設等の現状を踏まえ、サービスの継続・質の向上を前提とした施設譲渡などの民営化を検討」とありますように、入所者・保護者・地元団体を含めた関係者等の意見を聞くなど、また現在の施設の状況及び入所者への影響等を踏まえながら丁寧に検討を進めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 生活支援課	令和5年7月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 生活保護における返還金・徴収金において、事務手続の誤認により延滞金を徴収していない事例が散見された。徴収金及び返還金については公債権であり、納期限後にその債権を納付する場合は、地方自治法第 231 条の 3 及び市債権管理条例第 8 条に基づき、延滞金を徴収されたい。また、同条例第 9 条及び市債権管理規則第 5 条に基づき、延滞金の減免を行う場合は、市事務決裁規程に基づく決裁を受けられたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 債権管理事務について、全庁的に使用されている債権管理システムが導入されておらず、督促・催告等の文書作成、納期管理、納付があった場合の消込等を手入力で行っている。令和7年度以降、国の施策による行政システム標準化が控えるものの、現状の表計算ソフトでの管理では、ファイル容量が肥大化し、限界が近いと思われるため、生活保護システムのデータ整理等を含めた事務の効率化を検討されたい。</p> <p>2 生活保護ケースワーカーについては、社会福祉法第 18 条に基づき、社会福祉主事任用資格が必要とされる。貴課においては、男性職員の割合が 90%を超えているが、今後、新規採用職員の男女比率が平準化することを勘案すると、女性職員の有資格者の増加が必要と考えられる。</p> <p>については、生活困窮の社会的要因が多様化し、それらにきめ細かく対応すべく多様な人材が求められていることも踏まえ、女性を含む多様な人材の配置と、それが実現できる体制の構築（事務分担の区別化等）を検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 速やかに、今治市生活支援課債権管理マニュアルを策定し、完納時に一括して延滞金を徴収します。</p> <p>その際に債務者が減免を申し出た場合には、今治市債権管理条例及び今治市債権管理規則に基づき、適切な対応を行います。</p>	

(意見)

1 速やかに、行政情報システム(ADWORD)の利用、現行生活保護システム(株式会社 IJC 製)の整理入力、その他企業の債権管理ノウハウについての調査研究を行い、次年度に新たな債権管理システムを構築することで、将来に渡って債権管理データの安全性を確保します。

2 令和 5 年 7 月 4 日(火)に、県外他市から「生活保護担当グループ制」について徴取を行いました。

グループ内で訪問業務と電算業務を分けるなど、職員の適性に応じた役割分担を行うことで、生産性や専門性が著しく向上したとのことでした。

これら事例を参考に、新たな業務管理体制を速やかに構築します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 健康推進課	令和5年7月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 看護師養成に係る補助金については、令和4年度から各事業に細分化し、補助金の目的を明確化して実施することとなったが、補助事業者から提出された資料では、各事業の補助対象経費・実施内容が明確になっているとは言い難いものであったので、提出資料の記載内容について整理のうえ、事業効果が確認できる仕組みの構築について検討されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 所管施設の維持修繕において、部分的な修繕を複数年かけて実施していたものが見受けられた。急を要しないが施設の維持管理において修繕の実施が必要な場合は、入札による一括発注ができないか、設計・契約・財政的な点等を関係課と慎重に協議のうえ、検討するようにされたい。なお、やむを得ず部分的な修繕を複数年かけて実施する場合であっても、修繕箇所の優先順位を整理し、その状況を記録するなど、適切に対応するようにされたい。</p> <p>2 多目的温泉保養館（クアハウス今治）は、現在指定管理者制度により運営しているが、指定期間は令和6年度末までとなっており、今後の管理運営方針を令和5年度中に決めることとなっている。当該施設は、開業（平成元年）以来大幅な設備改修が実施されておらず、利用者数の減少により指定管理料は年々増加している。方針の決定にあたっては、施設の廃止も踏まえたうえで、他県のクアハウスや類似施設の運営方法等を調査するなど、本市にとって当該施設がどうあるべきか、検討するようにされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 補助事業者と協議を行い、各事業の補助対象経費・実施内容が明確になるよう提出書類の記載内容を見直し、事業効果が確認できる仕組みを構築した。</p> <p>(意見)</p> <p>1 修繕箇所が発生した際は、課内及び関係課と十分な協議の上、修繕方法の検討</p>	

するよう見直しを行った。また、複数年に及ぶ修繕が発生した場合は、修繕箇所の優先順位を整理し、その状況を記録することとした。

- 2 施設の老朽化が著しいことから、縮小や廃止も視野に入れ、今後の管理運営方針を決定したい。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 保険年金課	令和5年7月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉医療費返納金（子ども医療費・ひとり親家庭医療費）の未納分について、督促状にあたる通知文書を送付していたが、督促手数料を徴収していなかったため、今後の発送分からは適正な対応をされたい。 2 福祉医療費返納金や国民健康保険一般被保険者返納金の未納分について、延滞金の計算をしていなかった。一部システム導入を検討しているとのことであるが、費用対効果の面から導入の目途は立っていないようであるので、システム導入以外の計算方法についても検討し、適正な対応をされたい。 3 後期高齢者医療保険料の未納分について、出納整理期間を除く期間中は、督促手数料及び延滞金の調定作業をシステム保守会社が実施しているとのことであるが、調定書を出し、決裁を受けていなかった。当該金額が正しいものであるか確認するためにも、今後は適正な対応をされたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の国民健康保険被保険者の特定検診受診率及び後期高齢者医療被保険者の健康診査受診率は、県内でも低い水準にある。業務委託や特定の条件を満たした方に受診券を送付する等、受診率向上を図ってはいるが、今年度はねんりんピックが県内で開催され、本市でも一部競技が実施されることもあり、健康意識の向上に繋がるよう、受診率向上のためのさらなる取組みについて検討されたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今年度発送分から督促手数料も徴収し適正に対応する。 2 福祉医療費返納金や国民健康保険一般被保険者返納金の未納分について、延滞金の計算をするように改めた。 	

- 3 システム改修後、督促手数料及び延滞金は収納日に調定書を出力し、決裁をうけるように改める。

(意見)

- 1 今年度より国民健康保険証発送時に特定健診の受診案内リーフレットを同封します。また、後期高齢者は希望者のみ受診券を発送していましたが、秋頃に76歳から79歳までの方に受診券を発送する予定です。

医療機関に出向き個別健診の協力をお願いも行います。

被保険者の健康増進のため、早期発見及び治療を促し、医療費の適正化に取り組んでいきます。